

早明浦ダムの災害時における応急対策に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構池田総合管理所で管理する早明浦ダム管理施設（ダム本体、貯水池等）において、地震・風水害等の自然災害時及び湖面利用等による水質等の事故発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構池田総合管理所長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に対して、必要な建設機械、資材、機械並びに電気設備、労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供について要請者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(要請)

第3条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し内容、日時、場所を指定して建設資機材等の提供を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請をする場合には、文書によりこれを行うものとする。

3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。

4 乙は、甲から第1項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して建設資機材等を提供するものとする。

(費用負担)

第4条 第3条の規定により乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する建設資機材等の使用確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めていない事項又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の適用される期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定を変更又は終了する場合は、甲又は乙から相手方に対し、30日前までに意思を表示することができるものとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 独立行政法人水資源機構池田総合管理所

池田総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 印

乙

印